

報道関係者 様

## 守口市報道提供資料

### 職員の退職手当に係る勤続期間の取扱いについて

国又は地方公共団体（以下、他団体という。）から本市職員となった者（以下、転職者という。）の退職手当に係る勤続期間について、転職者の前職にあたる他団体や、当該転職者から、勤続期間に関する問い合わせがあった際に、条例と異なる運用の説明をしていたことが判明しました。

#### 1 概要

（本市の現条例）

転職者について、他団体における勤続期間も本市の退職手当に係る勤続期間として、通算するように定めています。また、他団体で退職手当を支給された場合は通算しないとも定めています。

（これまでの運用）

守口市と他団体間で計画的な人事交流などの合意があった場合の採用に限り、条例に従い勤続期間を通算しています。

ただし、転職者については、前歴となる他団体の勤続期間を通算せず、本市の勤続期間のみを対象期間として、退職手当を算定しています。

（条例と異なる運用の説明について）

本市では、転職者の前職にあたる他団体や、当該転職者からの問い合わせに際し、退職手当の通算について、「前職期間と通算しない旨」の説明を行っていました。

なお、本市に在職する転職者については、経緯等についての説明を行った上で、他団体から退職手当が支給されていることを確認しております。（人事交流による採用職員は除きます。）

#### 2 今後の対応

退職手当に係る勤続期間については、守口市と他団体間での合意があった者のみを通算すると明確に規定した条例を令和7年9月市議会定例会に提出しており、議会の審議を経て、改正する予定です。

問合せ：守口市役所総務部人事課

電話 06-6992-1408 （直通）